

6-1 町民と行政が一体となったまちづくり

6-1-1
現状と課題

地方自治の根幹にかかわるこの問題は、当然のこととはいえ非常にむずかしい課題といえます。行政の接点となる組織は利益代表団体から任意団体まで千差万別で、それぞれの活動にかかる要求が目白押しといった状況です。

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、女性の社会参加も多様化してきました。こうした状況のなか、従来は男の職場、女の職場とされてきた領域においても融合が進み、除々に男女共同参画の推進の輪が広がっています。しかし、各種団体においては女性の役員の数が少なく、職場においても女性が働きやすい職場づくりができていないとは言えません。また、男性にとっても、女性を支える為の制度はあるものの、それを行使しやすい環境づくりができていないと思えません。男女が共に支え合い協力し合って暮らせる社会の実現を目指す環境づくりに、より一層の取り組みが必要です。

快適な生活環境の実現にあたっては、自治会の活動が重要視されていますが、自らが主体性を持ち行政との信頼関係を築きながら着実に歩むという意識の芽生えが必要であり、これらの自主的組織を育成する行政の支援策が新たな課題となっています。

6-1-2
施策の体系

政策項目	施策項目
町民と行政が一体となったまちづくり	(1) 住民自治基本条例と協働社会の実現 (2) 男女共同参画社会の推進 (3) 集落再編と自治会の育成 (4) 迅速な情報提供

6-1-3
方向と目標

(1) 住民自治基本条例と協働社会の実現

行政、住民、団体（NPOなど）、学校、企業などがそれぞれの持つ長所や特質を最大限に生かしながら、一緒に地域の問題を解決したり、地域が求める何かを作り上げていくプロセスを「協働」と呼びます。

平成の大合併により行政の枠組みが広がったことと、交付税制度の見直しなどにより町の財政状況が厳しくなったことにより、町としてもこれまでのように各地域を均等に支援し、まちづくりを行うということは難しくなっています。

今後は、住民自治基本条例を制定するとともに、まちづくり施策の実施にあたっては、「住民との協働」を基本に、効率的・効果的な事業の推進を行います。

(2) 男女共同参画社会の推進

男女が家庭・地域・学校・職場など社会のあらゆる分野でそれぞれの個性や能力を十分に発揮し、性別にかかわらず、生き生きと暮らす社会が実現できるよう男女共同参画計画策定・条例制定に取り組みます。

(3) 集落再編と自治会の育成

これからの地方自治の推進には、自治会の役割がますます大きくなってきます。町としては過疎・高齢化に伴い今後10年間で急速に増えると予想される限界集落に対して、集落再編を進めるとともに、連合自治会の育成や自治会の再編などを地域住民とともに推進します。

(4) 迅速な情報提供

平成19年度から町内全域で供用を開始したケーブルテレビをはじめ、広報つわの、町ホームページなどを活用し、詳細かつ迅速な情報の提供に努めます。

6-1-4 アクション プログラム

実施事務事業等の概要

事務事業等の内容	実施主体	前期実施事務事業					展望計画	備考
		19	20	21	22	23	24~28	
男女共同参画計画の策定	総務住民課	○	○					
男女共同参画推進条例の策定	総務住民課		○	○				

6-2 行財政運営

6-2-1 現状と課題

国の三位一体改革などにより、地方財政は厳しい状況下に置かれていますが、一方では多様化する行政需要や新たな行政課題は、ますます増大しています。

本町の普通会計の決算状況は、恒常的不足額を補うために、起債発行と基金取り崩しによる財政運営を行っています。自主財源の多くは地方交付税ですが、事業の実施にあたっては国県支出金などの依存財源に頼らざるを得ない状況にあります。

こうした状況の中、効率的な財政運営による財政基盤の強化を目指して、平成18年度に津和野町行財政改革大綱及び実施計画を策定しました。

今後は、行財政改革の着実な推進により、行政サービスを安定的に提供できる効率的な財政運営を目指します。

6-2-2 施策の体系

政策項目	施策項目
行財政運営	(1) 改革意識の共有 (2) 効率的・安定的な行財政の確立 (3) 住民参画

6-2-3 方向と目標

(1) 改革意識の共有

情報を迅速かつ確実に伝え住民と直接対話することにより、費用対効果などコスト面に対する意識改革を進め、危機意識と改革意欲を住民と行政が共有し、行財政改革を推進します。

(2) 効率的・安定的な行財政の確立

全ての事務事業について、一切の例外・聖域を設けず、必要性・重要度の観点でゼロベースから見直しを行います。また住民に対する行政サービスを将来にわたって安定的に提供できる効率的な行財政体制の確立を図ります。

(3) 住民参画

まちづくりの主役は住民です。行政と住民がともに考え、責任を分担することが重要であり、住民の自治意識や行政への関心を高め、町政への住民参画を促進する取り組みを行います。

6-2-4 アクション プログラム

実施事務事業等の概要								
事務事業等の内容	実施主体	前期実施事務事業					展望計画	備考
		19	20	21	22	23	24~28	
行財政改革大綱実施計画	行財政対策課	○	○	○	○			

6-3 広域行政の推進

6-3-1 現状と課題

行政組織としては、社会的・経済的関係の深い高津川流域を中心とする地域により、益田広域市町村圏事務組合が設立されています。また、民間組織としては、西いわみ農業協同組合、高津川森林組合などが高津川流域エリアを組織単位とした経営圏で形成されています。このほか、隣接する吉賀町との関係においては、鹿足郡環境衛生組合、鹿足郡不燃物処理組合、鹿足郡養護老人ホーム組合において共同事業が行われています。

平成の大合併は小規模市町村が統合し、自立的な基礎自治体の実現が一つの目標でした。しかし現実には、本町のように人口1万人に満たない町村が多く、目指すべき目標には程遠い状況です。

また一方では、市町村合併の次なるステップとして都道府県の枠を超えた『道州制』の議論が活発化し、地方制度は大きな転換期を迎えています。

6-3-2 施策の体系

政策項目	施策項目
広域行政の推進	(1) 広域行政推進体制の充実 (2) 広域行政事務事業の推進

6-3-3 方向と目標

(1) 広域行政推進体制の充実

平成の大合併により1市5町1村が1市2町になりましたが、圏域の市町の協力関係をさらに強化するとともに、広域行政の効率的組織づくりについて検討を進めます。

(2) 広域行政事務事業の推進

現在実施している広域行政事務事業については継続して実施します。今後は、圏域内のNPOなどとの協働により広域行政の一層の推進を図ります。

6-3-4 アクション プログラム

実施事務事業等の概要								
事務事業等の内容	実施主体	前期実施事務事業					展望計画	備考
		19	20	21	22	23	24~28	
圏域市町の連携強化	情報企画課	○	○	○	○	○	○	
民間との協働事業の推進	関係各課	○	○	○	○	○	○	